**木島平村　空き家バンクの概要**

**１　空き家バンクの目的**

　　木島平村内の空き家を有効活用し、村内在住者や都市住民の移住定住を促進して地域の活性化を図ることを目的に「空き家バンク」を設置し、空き家情報の登録と提供を行います。

**２　空き家バンク制度**

　　村内の空き家のうち、売買や賃貸を希望する所有者から物件の情報を収集し、空き家バンクに登録をして、この情報を移住定住希望者に提供します。

　　村が行うのは情報の提供までです。

　　空き家の売買、賃貸等の契約交渉は、当事者同士で行うか、又は村と協定を結んだ宅建業者を介して行います。

**３　空き家バンクの流れ**

1. **空き家物件の登録申請**

物件登録の際に、契約交渉を自身で直接行うのか、又は村と協定を結んだ宅建業者が仲介するのかを選択します。空き家の売却を希望される方で、所有者（登記名義人）が申請者本人でない場合は、空き家バンク登録についてあらかじめ他の被相続人（父母・子・孫・兄弟姉妹など）とご相談ください。

1. **現地調査**

　所有者立会いのうえ、村担当者及び宅建業者により現地調査を行います。

現状のまま、または改修すれば住める物件か、改修・取替が必要な設備等、合わせて確認します。

1. **空き家バンクへの登録・情報発信**

　現地調査で利用可能な物件と認められた場合に空き家バンクへ登録し、情報発信を行います。借りたい方・買いたい方が見つかった場合、賃貸・売却手続きがスムーズに進められるように、改修工事や家財搬出・清掃費用の目安となる見積もりをご準備ください。また、いつ内見があるかわかりませんので、定期的な管理（清掃・草刈り）をお願いします。　　※仏壇がある場合は、移転費用についてもご考慮ください。

1. **交渉及び契約**

　村は、売買又は賃貸について関与しません。

空き家所有者と利用希望者の交渉及び契約の方法は次のようになります。

1. 直接型：空き家所有者が、購入（賃貸）希望者と契約交渉等を行う方法。
2. 間接型：契約交渉等の仲介を村と協定した宅建業者へ依頼する方法。

**空き家バンクの手続きフロー**

**１　空き家情報の登録**

**木島平村**

**空き家所有者**

**宅建業者**

1. 登録申請
2. 申請受付審査
3. 物件調査

（所有者、村、宅建業者による調査）

1. バンク登録判断
2. 判断結果の承諾
3. バンク登録

（ホームページ掲載）

**２　利用者登録**

1. 利用申請・誓約書

**木島平村**

**利用希望者**

1. 申請受付書類審査
2. バンク利用者登録

**３　交渉・契約**

交渉契約（間接型）の場合、宅建業者との契約が必要

1. 現地案内
2. 交渉契約（間接型）

**宅建業者**（村と協定）

**利用希望者**

**空き家所有者**

1. 交渉契約（直接型）

※木島平村は、情報提供や連絡調整は行いますが、物件に係る交渉や契約については関与しません。

※物件の売買等に係る交渉・契約は、直接型と間接型の２通りの方法があります。直接型は空き家所有者が、空き家を利用したい人と売買（賃貸）に係る交渉を自ら行うものです。間接型は、村が協定する宅建業者に仲介を依頼するもので、この場合には法律で定められた仲介手数料が必要になります。

1. 交渉申請

**木島平村**

1. 申請受付